単価適用日が令和3年10月1日以降から端数処理単位が変わります

■ 工事価格・業務価格の端数処理について

下記の部局が発注する建設工事及び業務委託について、設計書の単価適用日が令和 3年10月1日以降の案件から、算定された工事価格及び業務価格に10,000 円未 満の端数がある場合は切り捨てる積算基準の改定を行いました。

- ●県土整備部(県土整備部所管の出先機関及び各総合支庁建設部を含む。)
- ●農林水産部(農林水産部所管の出先機関及び各総合支庁産業経済部を含む。)
- ●企業局(総務企画課、電気事業課、水道事業課及び各電気水道事務所)

■ 低入札調査基準価格・最低制限価格について

「山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱」を改正し、設計書の単価適用日が令和3年10月1日以降の案件から、低入札調査基準価格及び最低制限価格について、算定した額に1万円未満の端数がある場合は切上げを行います。

- ▶「山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱」は山形県ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
 - ○山形県ホームページ⇒組織から探す⇒県土整備部⇒建設企画課⇒低入札価格調査制度https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/nks/lp.html

■ お問合せ先

(工事価格・業務価格について)

- ▶ 県土整備部 建設企画課 TEL:023-630-2652
- ▶ 農林水産部 農村整備課 TEL:023-630-2416
- ▶ 企 業 局 水道事業課 TEL: 023-630-2387

(低入札調査基準価格・最低制限価格について)

▶ 県土整備部 建設企画課 TEL:023-630-2402